

A3. 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表

【那覇市生活支援訪問型サービス(訪問型サービスA) <9割> 用】

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定単位	
A3 1001	訪問型サービスAⅠ/9割(R3.10.1以降)	イ 生活支援訪問型サービス費(Ⅰ)	事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で4回まで)	1月の中で全部で4回までの生活支援型訪問サービスを行った場合	90%	236 1回につき	
A3 1002	訪問型サービスAⅠ-同/9割(R3.10.1以降)		事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で4回まで)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%	90%	212 1回につき	
A3 1004	訪問型サービスAⅡ/9割(R3.10.1以降)	ロ 生活支援訪問型サービス費(Ⅱ)	事業者対象者・要支援1・2 239単位 ※週2回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で8回まで)	1月の中で全部で8回までの生活支援型訪問サービスを行った場合	90%	239 1回につき	
A3 1005	訪問型サービスAⅡ-同/9割(R3.10.1以降)		事業者対象者・要支援1・2 239単位 ※週2回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で8回まで)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%	90%	215 1回につき	
A3 1007	訪問型サービスAⅢ/9割(R3.10.1以降)	ハ 生活支援訪問型サービス費(Ⅲ)	事業者対象者・要支援1・2 1,035単位 ※週1回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で5回以上)	1月の中で全部で5回以上の生活支援型訪問サービスを行った場合	90%	1,035 1回につき	
A3 1008	訪問型サービスAⅢ-同/9割		事業者対象者・要支援1・2 1,035単位 ※週1回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で5回以上)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%	90%	932 1回につき	
A3 1010	訪問型サービスAⅣ/9割(R3.10.1以降)	ニ 生活支援訪問型サービス費(Ⅳ)	事業者対象者・要支援1・2 2,067単位 ※週2回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で9回以上)	1月の中で全部で9回以上の生活支援型訪問サービスを行った場合	90%	2,067 1回につき	
A3 1011	訪問型サービスAⅣ-同/9割(R3.10.1以降)		事業者対象者・要支援1・2 2,067単位 ※週2回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で9回以上)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%	90%	1,860 1回につき	
A3 1021	訪問型サービスA初回加算/9割	ホ 初回加算		サービス提供責任者が初回若しくは初回の生活支援訪問型サービスを行った日の属する月に生活支援訪問型サービスを行った場合又は当該指定訪問型サービス事業所のその他の従事者が初回若しくは初回の生活支援訪問型サービスを行った日の属する月に生活支援訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合	90%	200 1回につき	
A3 1031	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅰ(サービスⅠ)/9割	ヘ (1)介護職員処遇改善加算相当(Ⅰ)	実施単位数の137/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で4回まで)		90%	32 1回につき	
A3 1032	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅰ・2(サービスⅠ-同)/9割		事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で4回まで)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%	90%	29 1回につき	
A3 1034	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅰ・3(サービスⅡ)/9割		実施単位数の137/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週2回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で8回まで)		90%	33 1回につき	
A3 1035	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅰ・4(サービスⅡ-同)/9割		事業者対象者・要支援1・2 ※週2回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で8回まで)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%	90%	29 1回につき	
A3 1037	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅰ・5(サービスⅢ)/9割		実施単位数の137/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で5回以上)		90%	142 1回につき	
A3 1038	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅰ・6(サービスⅢ-同)/9割		事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で5回以上)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%	90%	128 1回につき	
A3 1040	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅰ・7(サービスⅣ)/9割		実施単位数の137/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週2回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で9回以上)		90%	283 1回につき	
A3 1041	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅰ・8(サービスⅣ-同)/9割		事業者対象者・要支援1・2 ※週2回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で9回以上)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%	90%	255 1回につき	
A3 1051	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅱ(サービスⅠ)/9割		実施単位数の100/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で4回まで)		90%	24 1回につき	
A3 1052	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅱ・2(サービスⅠ-同)/9割		事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で4回まで)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%	90%	21 1回につき	
A3 1054	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅱ・3(サービスⅡ)/9割	実施単位数の100/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週2回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で8回まで)		90%	24 1回につき		
A3 1055	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅱ・4(サービスⅡ-同)/9割	事業者対象者・要支援1・2 ※週2回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で8回まで)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%	90%	22 1回につき		
A3 1057	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅱ・5(サービスⅢ)/9割	実施単位数の100/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で5回以上)		90%	104 1回につき		
A3 1058	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅱ・6(サービスⅢ-同)/9割	事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で5回以上)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%	90%	93 1回につき		
A3 1060	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅱ・7(サービスⅣ)/9割	実施単位数の100/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週2回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で9回以上)		90%	207 1回につき		
A3 1061	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅱ・8(サービスⅣ-同)/9割	事業者対象者・要支援1・2 ※週2回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で9回以上)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%	90%	186 1回につき		
A3 1071	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅲ(サービスⅠ)/9割	ヘ (2)介護職員処遇改善加算相当(Ⅱ)	実施単位数の55/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で4回まで)		90%	13 1回につき	
A3 1072	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅲ・2(サービスⅠ-同)/9割		事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で4回まで)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%	90%	12 1回につき	
A3 1074	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅲ・3(サービスⅡ)/9割		実施単位数の55/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週2回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で8回まで)		90%	13 1回につき	
A3 1075	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅲ・4(サービスⅡ-同)/9割		事業者対象者・要支援1・2 ※週2回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で8回まで)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%	90%	12 1回につき	
A3 1077	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅲ・5(サービスⅢ)/9割		実施単位数の55/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で5回以上)		90%	57 1回につき	
A3 1078	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅲ・6(サービスⅢ-同)/9割		事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で5回以上)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%	90%	51 1回につき	
A3 1080	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅲ・7(サービスⅣ)/9割		実施単位数の55/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週2回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で9回以上)		90%	114 1回につき	
A3 1081	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅲ・8(サービスⅣ-同)/9割		事業者対象者・要支援1・2 ※週2回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で9回以上)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%	90%	102 1回につき	
A3 1131	処遇改善加算Ⅰ(初回加算分)/9割		ヘ (3)介護職員処遇改善加算相当(Ⅲ)	(1)介護職員処遇改善加算相当Ⅰ(初回加算分)	初回加算単位数の137/1,000加算	90%	27 1回につき
A3 1132	処遇改善加算Ⅱ(初回加算分)/9割			(2)介護職員処遇改善加算相当Ⅱ(初回加算分)	初回加算単位数の100/1,000加算	90%	20 1回につき
A3 1133	処遇改善加算Ⅲ(初回加算分)/9割	(3)介護職員処遇改善加算相当Ⅲ(初回加算分)		初回加算単位数の55/1,000加算	90%	11 1回につき	
A3 1141	訪問介護員従事加算Ⅰ(サービスⅠ)/9割	ト 那覇市独自 専門職従事加算 ※実施単位数へ 算定はしない	(1)市独自専門職従事加算Ⅰ	1月の中で全部で4回までの生活支援型訪問サービスを訪問介護員が行った場合	90%	10 1回につき	
A3 1142	訪問介護員従事加算Ⅱ(サービスⅡ)/9割		(2)市独自専門職従事加算Ⅱ	1月の中で全部で8回までの生活支援型訪問サービスを訪問介護員が行った場合	90%	10 1回につき	
A3 1143	訪問介護員従事加算Ⅲ(サービスⅢ)/9割		(3)市独自専門職従事加算Ⅲ	1月の中で全部で5回以上の生活支援型訪問サービスを訪問介護員が行った場合	90%	50 1回につき	
A3 1144	訪問介護員従事加算Ⅳ(サービスⅣ)/9割		(4)市独自専門職従事加算Ⅳ	1月の中で全部で9回以上までの生活支援型訪問サービスを訪問介護員が行った場合	90%	100 1回につき	
A3 1151	訪問型サービスAⅠ/9割・ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ 等 支援加算	事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で4回まで)	介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の24/1,000加算	90%	6 1回につき	
A3 1152	訪問型サービスAⅡ/9割・ベースアップ等支援加算		事業者対象者・要支援1・2 ※週2回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で8回まで)		90%	6 1回につき	
A3 1153	訪問型サービスAⅢ/9割・ベースアップ等支援加算		事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で5回以上)		90%	25 1回につき	
A3 1154	訪問型サービスAⅣ/9割・ベースアップ等支援加算		事業者対象者・要支援1・2 ※週2回程度利用が必要な場合 (1月の中で全部で9回以上)		90%	50 1回につき	

